

事務連絡  
令和2年8月7日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室

健康局難病対策課

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要な衛生用品等の優先配布事業について  
(周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要な衛生用品等の優先配布事業」（以下「本事業」という。）を実施することとしました。

本事業では、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者に対して、厚生労働省が一括で買い上げ、無償配布を行うものです。事業の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12793.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html)

<事業の対象>

以下の1～4のいずれにも該当すること。

1 以下の①～④のいずれかの医療的ケアを受けている方

- ① 人工呼吸器装着
- ② 在宅中心静脈栄養（HPN）
- ③ 気管切開（①に該当しない者）
- ④ 喀痰吸引（①③に該当しない者）

2 在宅にお住まいの方

3 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる方

4 65歳未満の障害者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方

本事業では、厚生労働省が運営する申込 WEB サイトに、事業の対象となる医療的ケア児者の方から直接申込をいただくこととしており、各自治体に配布に係るご協力をお願いするものではありませんが、本事業の周知について、下記のとおりご協力をお願い申し上げます。

また、都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知方お願い申し上げます。

## 記

### 1 医療的ケア児者の家庭への周知依頼

管内の医療的ケアを必要とする方のご家庭に対して、本事業の周知をお願いいたします。文書により周知される場合、別紙 1 の文書をご活用ください。

### 2 障害福祉サービス事業所等への周知依頼

在宅の医療的ケア児者の方が支援を受ける可能性のある障害福祉サービス事業所等に対して、本事業の周知をお願いいたします。文書により周知される場合、別紙 2 の文書をご活用ください。